

令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務 委託事業者募集要領

1. 趣旨

国において、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月）により、学校部活動の段階的な地域移行についての考え方が示され、令和3年度からは実践研究のための委託事業が実施されている。また、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域移行等については、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と定め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすことが示された。

本市においても、学校部活動について、少子化や子どもたちのニーズの多様化、学校における働き方改革の視点も踏まえた持続可能な活動とすることをめざしている。本業務は、本市における部活動改革を円滑に進めていくために、休日の活動の運営等に係る各種課題の整理及び検証を行うとともに、将来的な運営団体の設置や多様な人材の確保に向けた仕組みづくり等を検討することを目的に実施する。

本業務の選定においては、価格のみでなく、保護者・学校との連絡調整や指導者の人材・質の確保等に係る運営体制、事故等に対する安全管理体制、同種事業の受注実績など、提案内容を総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザル方式にて受託事業者の選定を行う。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務

(2) 業務内容

「令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額の上限

8,724,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 提案参加資格

提案に参加できる者は、以下の(1)～(6)の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第98条の入札参加資格を備え、かつ、令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）への登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (3) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (6) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること（未実施の場合は、次年度から特別徴収を開始することを誓約した旨を書面で提出すること）。

4. 仕様書等の配付方法

八尾市ホームページからダウンロードすること。参加申込書等応募に関する様式等についても、ホームページからダウンロードすること。

ホームページURL： <https://www.city.yao.osaka.jp/>

（「トップページ」－「事業者向け」－「事業者の募集」に掲載）

5. 事務担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号 八尾市役所 本館 7 階

八尾市 教育委員会事務局 教育政策課 教育政策係（担当：福井・森尾）

電 話： 072-924-3888

F A X： 072-924-3892

メールアドレス： kyouikuseisaku@city.yao.osaka.jp

6. スケジュール

実施内容	実施時期
募集要領等の公表	令和 6 年 4 月 9 日（火）
質問書提出期限	令和 6 年 4 月 16 日（火）午後 5 時必着
質問に対する回答期限	令和 6 年 4 月 19 日（金）
提案参加申込書の提出期限	令和 6 年 4 月 23 日（火）午後 5 時必着
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 4 月 25 日（木）
提案書等の提出期限	令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 5 時必着
書類審査結果の通知	令和 6 年 5 月 9 日（木）
プレゼンテーション審査	令和 6 年 5 月 17 日（金）
審査結果の通知	令和 6 年 5 月 21 日（火）

7. 質問及び回答

本提案に係る質問は、「質問書」(様式2)を指定する期日までに電子メールにて提出すること。電話等その他の方法による質問は一切受け付けない。また、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。

なお、提案書等の作成に関する質問に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和6年4月16日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 上記5(メールアドレス)の通り
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年4月19日(金)に本市ホームページに掲載する。

8. 参加申込

本提案に参加を希望する者は、「提案参加申込書」(様式1-1~2)を指定する期日までに、以下の通り持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限るものとし、提出した旨を電話連絡すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月23日(火)午後5時(必着)
- (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 結果通知 令和6年4月25日(木)に電子メールにより通知

9. 提案の方法

- (1) 提出期限 令和6年4月26日(金)午後5時必着
- (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 提出書類

次の書類を持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限るものとし、提出した旨を電話連絡すること。

①提案書(様式3) 原本1部+副本10部

- ・指定の様式(様式3)を表紙に使用し作成すること。提案内容の記載については、A4サイズ用の紙に同様式の各項目が全て記載されていれば特に様式は問わないものとする。ページ数は表紙を除き、A4サイズで合計10ページ以内(片面換算)とする(イメージや資料含む)。なお、A3サイズを入れる場合は2ページ扱いとし、それら以外のサイズは認めない。

②提案概要書(様式自由) 原本1部+副本2部

- ・公開を前提とした提案書の概要版で、八尾市の「情報提供に関するガイドライン」に基づき、事業者選定後に本市情報公開室に設置される。
- ・用紙はA4サイズに限り、合計5ページ以内(片面換算)とする(表紙は除く)。
- ・経費見積書(様式4)の添付は省略すること(見積額の合計のみを記載)。

③経費見積書（様式4） 原本1部

- ・提案内容を実施するために必要な経費を記載し、任意様式による内訳書を添付すること。
- ・当該業務の予算の上限額が8,724,000円（消費税及び地方消費税を含む。）であるため、この範囲内で提案すること。

(5) 留意事項

- ・次のいずれかに該当する提案書は無効とする。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ② 提案内容に虚偽がある場合
 - ③ 提案者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ・本プロポーザルに係る提案書等の文書は、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき公開の対象となる。ノウハウや個人情報に係る内容等を公開することにより不利益が生じる恐れがある内容については、記載しないこと。
- ・審査の公平性を期すため、副本については、事業者名、ロゴ等の表示がある場合は黒塗りするなど、提案者が推定できないようにして提出すること。
- ・事業提案は1者につき1案とする。
- ・提出期限後の追加及び修正は原則認めない。

10. 提案の審査、評価及び選定

選定については、「令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、別に記す選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、事業者選定までに、本募集要領における、「3. 提案参加資格」の要件を満たさなくなった場合及び後述の「12. 失格事項」に該当することとなった場合は、選定の対象外とする。

提案者が4者以上ある場合は、書類審査を実施し、合計点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、書類審査結果については令和6年5月9日（木）にすべての提案者に対し、電子メールにて通知する。また、書類審査の結果による上位3者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場及び時刻等詳細についても通知する。

【プレゼンテーション審査の実施】

- (1) 実施日時 令和6年5月17日（金）※時間・会場等は別途通知する。
- (2) 説明時間は15分以内とし、その後15分間の質疑応答を予定。機器等の設営及び撤去は各5分以内とする。

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。

- ・プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、それ以外のものについては提案者が各自用意すること。

(プロジェクター：EPSON 製品名：EB-536WT)

- ・必ず、仕様書に定める総括責任者がプレゼンテーションを行うこと。

- ・プレゼンテーションへの参加は各3名以内とし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

(4) 審査結果については、市のホームページ上に優先交渉権者名を公表する。また、令和6年5月21日(火)に全ての提案者に対し、電子メールにて審査結果を通知する。

(5) 選定にあたっての評価項目及び配点

「令和6年度八尾市立中学校における部活動改革に向けた実証事業及び調査提案業務委託事業者選定基準」を参照すること。

11. 契約に関する基本的事項

(1) 契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、優先交渉権者との協議後に、契約を締結する。

なお、当該協議が合意に至らなかった場合や「10. 提案の審査、評価及び選定」で記載のように優先交渉権者が業者選定までに選定の対象外となった場合においては、次点の者と協議に入る。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則(昭和39年規則第33号)第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は免除する。

12. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 経費見積書に記載された見積額が本募集要領で示す予算額(上限額)を超える場合

(2) 提案書等の提出期限、提出場所又は提出方法が本募集要領に適合しない場合

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合

(4) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 同一提案者が複数の提案を行った場合

(6) 本募集要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合

(7) その他本募集要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

13. その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案参加表明届及び提案書等は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、当該書類を作成したものに帰属するものとし、提出された提案参加表明届及び提案書等は、本提案の目的以外に提案者に無断で利用はしない。
- (4) 提案参加表明届及び提案書等を提出後、辞退を行う場合は、上記5「事務担当課」に参加辞退届（様式5）で申し出ることとし、当該書面の提出後はいかなる理由があっても、本提案への再参加は認めない。